

## 家庭裁判所からのお知らせ

### 調停の現在

**家事調停**  
 家事事件において、**ウェブ会議**を利用した調停手続の実施が始まりました。自宅からも調停に参加できるようになります。

**民事調停**  
 特許権、商標権、著作権といった知的財産権に関する紛争について、迅速で柔軟な解決を非公開の手続で図る調停手続（**知財調停**）を利用することができます。

**ウェブ会議**  
 調停の期日は裁判所で行うのが原則ですが、遠方に住んでいる、DVを受けていた等の事情で、裁判所に行くことが難しい場合、家事調停では、電話による方法に加えて、ウェブ会議を利用して参加できるようになります。現在（令和4年8月）4つの家庭裁判所で実施されており、更なる運用拡大に向けて準備しています。

話し合いで問題の解決を図る裁判所の調停。100年前に制度ができてから、国民や社会のニーズに応じて進化してきました。最近の取組を紹介します。

ローンの実践が見えないか？

調停制度発足100周年

民事調停はお金の貸し借りなどの民事のトラブルを、家事調停は離婚や相続などの家庭のトラブルを扱っています。

**もっと詳しく!**

**知財調停**  
 知財調停では、知財部の裁判官と、知財事件の経験豊富な弁護士や弁理士などによって構成される調停委員会が、原則として3回目の期日までに、争点に対する見解を示すなど、専門性は維持しつつも、迅速な紛争解決の実現を非公開の手続で図ることができます。また、特定のテーマに絞って話し合いを行うなど、柔軟な解決も可能です。

**特定調停**  
 自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響で、今までのようなローンの返済が難しくなった場合、事前に銀行等の債権者に申出をし、弁護士等の専門家の支援を受けて、銀行等の債権者と調整した上、特定調停を利用して、ローンの減額や返済額の調整を銀行等とすることができます。

**ウェブ会議**  
 調停の期日は裁判所で行うのが原則ですが、遠方に住んでいる、DVを受けていた等の事情で、裁判所に行くことが難しい場合、家事調停では、電話による方法に加えて、ウェブ会議を利用して参加できるようになります。現在（令和4年8月）4つの家庭裁判所で実施されており、更なる運用拡大に向けて準備しています。

手続が結果を調停、開いた時に思い出して、トラブル解決に役立ててください!

調停について、詳しくは裁判所ウェブサイトをご覧ください。  
[\(https://www.courts.go.jp/\)](https://www.courts.go.jp/)

裁判所 民事調停 裁判所 家事調停

### 家庭裁判所調査官とは？

少年非行や家庭の紛争を扱う家庭裁判所では、行動科学の専門的な知識や技法を持った家庭裁判所調査官が重要な役割を果たしています。

#### どんなことをする人？

「少年事件」では、非行を起こした少年や保護者と会ったり、家庭や学校を訪問したりして、さまざまな視点から情報を集め、非行の原因や立ち直りの方法を考え、裁判官に報告するとともに、教育的な働き掛けを行います。

「家事事件」では、子どもをめぐる争いの中にいる人や子どもと会い、子どもの幸せを最優先にした解決の方法を考え、裁判官に報告するとともに、両親に子どもの思いを伝えて助言するなど、家族関係の再構築に向け取り組みます。

#### どうすればなれる？

裁判所職員採用総合職試験(家庭裁判所調査官補)に合格 ⇒ 約2年間の充実した研修 ⇒ 家庭裁判所調査官に任命

※詳しくは、裁判所ウェブサイト(「裁判所 採用案内」で検索)をご覧ください。

### オンライン講義 & 出前講義

裁判官、家庭裁判所調査官、裁判所書記官などが働く家庭裁判所の仕事内容や、職種の紹介を中心に説明し、皆さんからの質問に答えます。

#### 日程

10月～11月ごろ

詳細な日程は、学校と調整の上決定

#### 開催方法

Zoomによるオンライン講義(40分)

熊本市内など近隣の場合は出前講義も可

#### 対象

県内の中学生か高校生

#### 申し込み方法

学校単位で、9月20日(火)までに電話で申し込み(申し込み多数の場合は抽選)

熊本家庭裁判所事務局 総務課 庶務係

☎ 206 - 5147

(平日の午前8時30分～午後5時)

問 熊本家庭裁判所 ☎ 206 - 5147